

日本フードシステム学会名誉会員推挙についての申合せ

1. 会則第6条第4項の名誉会員を推薦するに当たってこの申し合わせを作成する。
2. 名誉会員へ推挙されるものは、以下の資格要件を有するものとする。
 - (1) 会員として当学会に貢献した人
 - (2) フードシステム研究の発展に寄与した人
 - (3) 相応の年齢に達した人
 - (4) その他、理事会において特別に推挙された人
3. 名誉会員への推挙は、常任理事会での議を経て、理事会で決定し、総会に推薦し、そこでの承認をえるものとする。
4. この申し合わせの改廃は、常任理事会の議を経て理事会で決定する。

付 この申し合わせは2000年6月17日に制定し、同日発効する。